



長野県報

11月8日(月)
平成22年
(2010年)
第2215号

目 次

告 示

| | |
|--|---|
| 生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課） | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の指定辞退の届出（地域福祉課） | 2 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課） | 4 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（砂防課） | 5 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課） | 6 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） | 6 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 6 |

公 告

| | |
|------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課N P O活動推進室） | 6 |
| 争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課） | 6 |
| 森林法に基づく地域森林計画の樹立及び縦覧（森林政策課） | 7 |
| 森林法に基づく地域森林計画の変更及び縦覧（3件）（森林政策課） | 7 |
| 一般競争入札（管財課） | 7 |
| 一般競争入札（河川課） | 8 |
| 一般競争入札（8件）（高校教育課） | 9 |

告 示

長野県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

| 事業の種類 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------------|----------------------------|---------------------|----------------------------|------------|
| 訪問介護 | 有限会社わが家 | 長野県上伊那郡宮田村 7577番地5 | 訪問介護わが家 | 長野県上伊那郡宮田村 7612-11 | 平成22年10月1日 |
| | 有限会社佐久平訪問入浴 | 長野県佐久市岩村田1290 番地7 ラークビル | ヘルパーステーションマ イハート | 長野県佐久市岩村田1290 番地7 ラークビル | 平成22年10月1日 |
| | 株式会社金井福祉サービス | 長野県松本市篠賀3737番 地 | ヘルパーステーション楓 | 長野県安曇野市明科中川 手1668-2 | 平成22年10月1日 |
| 訪問入浴介護 | アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目 8番7号 | アースサポート上田 | 長野県上田市中央北一丁 目1番地31号 | 平成22年8月1日 |

| | | | | | |
|------|------------------|--------------------|-------------------|------------------|------------|
| 通所介護 | 特定非営利活動法人 新緑のめばえ | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 宅老所 けやき | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 平成22年10月1日 |
| | 株式会社さらばコボレーション | 長野県長野市青木島1丁目10番地17 | 茶話本舗デイサービス吉田 | 長野県上田市吉田162番4 | 平成22年9月1日 |
| | 株式会社和が家 | 長野県岡谷市川岸中2丁目5番8号 | 和が家新倉 | 長野県岡谷市川岸中3丁目4番1号 | 平成22年10月1日 |
| | 株式会社いいだケアンドキュア | 長野県飯田市北方1270-4 | いいだケアセンター | 長野県飯田市北方1270-4 | 平成22年8月1日 |
| | 特定非営利活動法人 ふきのとう | 長野県大町市大町1277番地5 | 宅幼老所悠悠館 | 長野県大町市大町1277番地5 | 平成22年10月1日 |
| | 社会福祉法人みまき福祉会 | 長野県東御市布下6番地1 | やえはらデイサービス・みはらしの郷 | 長野県東御市八重原2149番地 | 平成22年9月1日 |

2 居宅介護支援事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|--------------|-----------------|------------|
| 特定非営利活動法人 新緑のめばえ | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 居宅介護支援事業所けやき | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 平成22年10月1日 |

3 介護予防事業者

| 事業の種類 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|------------|
| 介護予防訪問介護 | エフビー介護サービス株式会社 | 長野県佐久市長土呂862番地2 | エフビー訪問介護 | 長野県佐久市猿久保字前原842 | 平成22年8月1日 |
| | 有限会社佐久平訪問入浴 | 長野県佐久市岩村田1290番地7ラーケビル | ヘルパーステーションマイハート | 長野県佐久市岩村田1290番地7ラーケビル | 平成22年10月1日 |
| | 社会福祉法人東御市社会福祉協議会 | 長野県東御市鞍掛197番地 | 社会福祉法人東御市社会福祉協議会 | 長野県東御市鞍掛197番地 | 平成22年5月1日 |
| | 株式会社金井福祉サービス | 長野県松本市 笹賀3737番地 | ヘルパーステーション楓 | 長野県安曇野市明科中川手1668-2 | 平成22年10月1日 |
| 介護予防訪問入浴介護 | アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート上田 | 長野県上田市中央北一丁目1番地31号 | 平成22年8月1日 |
| 介護予防通所介護 | 特定非営利活動法人 新緑のめばえ | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 宅老所 けやき | 長野県松本市 笹賀1918番地 | 平成22年10月1日 |
| | 株式会社和が家 | 長野県岡谷市川岸中2丁目5番8号 | 和が家新倉 | 長野県岡谷市川岸中3丁目4番1号 | 平成22年10月1日 |
| | 株式会社いいだケアンドキュア | 長野県飯田市北方1270-4 | いいだケアセンター | 長野県飯田市北方1270-4 | 平成22年8月1日 |
| | 特定非営利活動法人 ふきのとう | 長野県大町市大町1277番地5 | 宅幼老所悠悠館 | 長野県大町市大町1277番地5 | 平成22年10月1日 |
| | 社会福祉法人みまき福祉会 | 長野県東御市布下6番地1 | やえはらデイサービス・みはらしの郷 | 長野県東御市八重原2149番地 | 平成22年9月1日 |

地域福祉課

長野県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

| 事業の種類 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 辞退年月日 |
|------------------|-----------------|------------------|------------|----------------------|------------|
| 認知症対応型 共同生活介護 | 社会福祉法人共立 福祉会 | 長野県岡谷市川岸上4丁目3番7号 | グループホームさくら | 長野県諏訪郡下諏訪町東町中天白556-1 | 平成22年10月1日 |

2 介護予防事業者

| 事業の種類 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 辞退年月日 |
|--------------------------|-----------------|------------------|------------|----------------------|------------|
| 介護予防認知 症対応型共同 生活介護 | 社会福祉法人共立 福祉会 | 長野県岡谷市川岸上4丁目3番7号 | グループホームさくら | 長野県諏訪郡下諏訪町東町中天白556-1 | 平成22年10月1日 |

地域福祉課

長野県告示第646号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

花川1、花川2、栃木川1、栃木川2、栃木川4、栃木川6、栃木川7、栃木川8、栃木川9、中沢川、蛇堀川、鳥の子田川、宮沢川、花水沢、大杭川、細入沢1、細入沢2、井戸の入り口沢、袴腰沢、西浦川、大久保川1、大久保川2、大久保川3及び大久保川4

2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第647号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

堀川及び鳥の子田川

2 指定の区域

御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

長野県告示第648号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

蛇堀川及び鳥の子田川

2 指定の区域

御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

蛇堀川及び鳥の子田川

2 指定の区域

御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第650号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

糠地－1、糠地－2、糠地－3、深沢－1、芝生田－1、芝生田－2、芝生田－3、滝原－1、入村－1、入村－2、入村－3、入村－4、入村－5、入村－ア、中の久保－1、菱野－1、菱野－2、菱野－3、菱野－4、菱野－5、菱野－ア、菱野－8、菱野－9、菱野－10、西久保－1、菱平－1、菱平－2、菱平－3、菱平－4、菱平－5、菱平－6、菱平－7、菱平－8、諸－1、諸－2、諸－3、諸－ア、諸－6、菱野湯沢、菱野温泉、乙－1、東沢－ア、甲－ア、己－1、己－2、己－3、己－4、己－5、ひばりヶ丘－ア、ひばりヶ丘－3、南ヶ原－1、南ヶ原－2、平原－1－ア、平原－1－イ、平原－2、平原－ア、平原－イ、平原－ウ、原村－ア、原村－イ、原村－3、原村－ウ、原村－7、原村－エ、入居祖－ア、御影新田－ア、御影新田－イ、御影新田－ウ、御影新田－10、御影新田－エ、御影新田－14、久保田－ア、久保田－イ、和田－ア、和田－3、森山－2、森山－4、森山－5、森山－6、森山－ア、森山－イ、平原西－ア、尾尻－ア、尾尻－2、尾尻－3、尾尻－4、尾尻－5、尾尻－6、四ツ谷－1、四ツ谷－ア、四ツ谷－5、四ツ谷－6、四ツ谷－7、乙女－1、乙女－2、乙女－3、加増－ア、加増－2、加増－4、御幸町－1、蛇堀－1、南町－1、南町－2、小原－1、小原－2、小原－3、小原－ア、耳取北－1、耳取南－1、耳取南－ア、耳取南－4、耳取南－5、体育館上、中棚－1、古城－ア、古城－5、古城－6、市町－ア、市町－2、新町－1、新町－2、新町－3、両神－1、両神－2、西浦－1、西浦－ア、上ノ平－ア、上ノ平－4、上ノ平－5、上ノ平－6、久保－ア、久保－2、久保－イ、久保－ウ、大杭－1、大杭－2、大杭－3、大杭－4、大杭－5、上河端－1、宮沢－1、宮沢－2、宮沢－3、大久保－ア、大久保－3、大久保－4、大久保－5、鶴久保－1、鶴久保－2、聖－1、井子－1、井子－2、水石－ア、水石－イ、水石－6、西原－2、押出－ア、押出－3、押出－4、押出－イ、富士見平－ア、富士見平－4、東新田－ア、東新田－3、東新田－4、小姓－1、小姓－ア、六供－1、六供－2、六供－3、六供－4、軽石－1、軽石－2、軽石－3、軽石－4、松井－1、松井－2、松井－ア、松井－5、松井－6、松井－7、石峠－1、石峠－2、石峠－3、石峠－4、緑ヶ丘－ア、加増西－1、加増西－ア、加増西－4、塩野－ア、塩野－3、東団地－1、平原北－1、正眼院、平原東－ア、平原上宿－1、一ヶ谷－1、御影－1、市－1、市－ア、市－4、市－5、市－6、市－7、和田工業団地、加増東－ア、加増東－3、加増東－4、加増東－5、加增東－6、加增東－イ、与良－1、与良－2、与良－3、与良－4、三和－1、本町－1、

田町－ア、氷－1、氷－ア、氷－5、浅間山荘、天池－1、懐古園、小諸動物園、耳取－1、耳取－2、耳取－3、耳取－ア及び耳取－イ

2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第651号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

御影新田－ア、耳取南－ア及び耳取南－5

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第652号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

己－1、己－3、南ヶ原－2、平原－ア、塩野－ア及び塩野－3

2 指定の区域

御代田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第653号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

聖－1及び水石－ア

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課、長野県佐久建設事務所及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

砂防課

長野県告示第654号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

糠地-1、糠地-2、糠地-3、芝生田-3、滝原-1、入村-1、入村-2、入村-3、入村-4、入村-5、入村-ア、中の久保-1、菱野-2、菱野-3、菱野-4、菱野-5、菱野-ア、菱野-8、菱野-10、菱平-1、菱平-3、菱平-4、菱平-5、菱平-6、諸-1、諸-3、諸-ア、菱野湯沢、菱野温泉、乙-1、東沢-ア、甲-ア、南ヶ原-1、平原-1-ア、平原-1-イ、平原-2、平原-ア、平原-イ、平原-ウ、原村-ア、原村-イ、原村-3、原村-ウ、原村-7、原村-エ、入居祖-ア、御影新田-ア、御影新田-イ、御影新田-ウ、御影新田-10、御影新田-14、久保田-ア、久保田-イ、和田-ア、和田-3、森山-2、森山-4、森山-5、森山-6、森山-ア、森山-イ、平原西-ア、尾尻-ア、尾尻-3、尾尻-4、尾尻-5、尾尻-6、四ツ谷-ア、四ツ谷-5、四ツ谷-6、四ツ谷-7、乙女-2、加増-ア、加増-2、加増-4、南町-1、小原-2、小原-3、小原-ア、耳取北-1、耳取南-1、耳取南-ア、耳取南-5、体育館上、中棚-1、古城-ア、古城-5、古城-6、市町-2、新町-3、両神-2、西浦-1、西浦-ア、上ノ平-ア、上ノ平-4、上ノ平-5、久保-2、久保-イ、久保-ウ、大杭-1、大杭-2、大杭-3、大杭-4、大杭-5、上河端-1、宮沢-2、大久保-ア、大久保-3、大久保-4、鶴久保-1、鶴久保-2、聖-1、井子-1、井子-2、水石-ア、水石-イ、押出-ア、押出-4、押出-イ、富士見平-ア、富士見平-4、東新田-ア、東新田-3、東新田-4、小姓-1、小姓-ア、六供-1、六供-2、六供-3、六供-4、軽石-1、軽石-2、軽石-4、松井-1、松井-ア、松井-6、松井-7、緑ヶ丘-ア、加増西-1、加増西-ア、平原北-1、平原東-ア、平原上宿-1、一ツ谷-1、御影-1、市-1、市-ア、市-4、市-5、市-6、市-7、和田工業団地、加増東-ア、加増東-3、加増東-4、加増東-6、加増東-イ、与良-1、与良-2、三和-1、本町-1、田町-ア、氷-1、氷-ア、浅間山荘、天池-1、耳取-1、耳取-3、耳取-ア及び耳取-イ

2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

長野県告示第655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

御影新田-ア、耳取南-ア及び耳取南-5

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第656号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

南ヶ原-2及び平原-ア

2 指定の区域

御代田町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第657号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

聖-1及び水石-ア

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県佐久建設事務所及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第658号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成22年11月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の 氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-------------------|----------------------|------------------------------------|
| 霧見信一 | 長野市大字安茂里 1745番地11 | 長野市大字安茂里1745 番地11 つるみ行政書士事務所 |

会計課

長野県告示第659号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年10月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の 氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 有限会社企業 プロジェクト | 長野市大字安茂里 1745番地11 | 長野市大字安茂里1745 番地11 |

会計課

長野県北信建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月8日

長野県北信建設事務所長 倉島明一

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字下割 山8114番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中堰 8387番の1地先まで | 旧 | 4.8~12.4 m | 0.5588 km |
| 同上 | 新 | 9.6~44.8 | 0.4560 |

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人豊かな地域づくり研究所

3 代表者の氏名

池田茂

4 主たる事務所の所在地

中野市三好町一丁目3番23号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らし生業を営むものと、地域外で活躍するものが交流するさまざまな機会を創設し、協働して明日の豊かな地域づくり、すなわち「住みたいまち・行きたいまち・買いたいまち・交流したいまち」づくりの実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

安曇野赤十字病院労働組合から年末一時金を2.5ヶ月分一律30,000円とすること（パート・臨時も同様）等の要求に関して、平成22年11月12日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成22年11月8日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課